

(別紙1)

対マレーシア輸出畜水産食品の取扱要領（平成17年6月2日食安発第0908第1号別紙）新旧対照表

新	旧
<p>(作成日)平成17年6月2日 (最終改正日)平成<u>28</u>年<u>6</u>月<u>3</u>日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行 (1) 発行申請</p> <p>輸出者は、輸出の都度、個別食品毎に別紙様式1に、以下の書面を添付して、荷口となる施設を管轄する都道府県等衛生主管部(局)食品衛生担当課長又は保健所長あて申請を行う。<u>なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添1によるものとする。</u></p> <p>① 食品衛生法に基づく登録検査機関が発行したもので、別添<u>2</u>に示す基準に適合することが確認できる検査成績書。なお、検体の採取のための開梱数、採取量及び試験方法については、以下に定める基準等に従い実施するよう、登録検査機関に対し指示すること。 (略)</p>	<p>(作成日)平成17年6月2日 (最終改正日)平成27年<u>9</u>月<u>8</u>日</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 衛生証明書の発行 (1) 発行申請</p> <p>輸出者は、輸出の都度、個別食品毎に別紙様式1に、以下の書面を添付して、荷口となる施設を管轄する都道府県等衛生主管部(局)食品衛生担当課長又は保健所長あて申請を行う。</p> <p>① 食品衛生法に基づく登録検査機関が発行したもので、別添<u>1</u>に示す基準に適合することが確認できる検査成績書。なお、検体の採取のための開梱数、採取量及び試験方法については、以下に定める基準等に従い実施するよう、登録検査機関に対し指示すること。 (略)</p>

②（略）

(2) 発行の要件及び審査

発行申請を受理した都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課長又は保健所長は、次に適合するか否か審査を行う。

① 当該食品が別添2に掲げる各基準に適合すること。

②（略）

(3)（略）

別添 1

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

1. 輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式 3 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

(2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変

②（略）

(2) 発行の要件及び審査

発行申請を受理した都道府県等衛生主管部（局）食品衛生担当課長又は保健所長は、次に適合するか否か審査を行う。

① 当該食品が別添1に掲げる各基準に適合すること。

②（略）

(3)（略）

更の届出は要しない。

## 2. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1. の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

（1）申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

（2）衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関と予め調整すること。

別添 2

（略）

（別紙様式 1、2）（略）

（別紙様式 3）

別添 1

（略）

別紙様式 1、2（略）

年 月 日

都道府県

各保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿

特別区

輸出者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

Emailアドレス：

2. 輸出計画

<u>輸出年月</u>	<u>輸出先国・地域</u>	<u>輸出品目</u>	<u>数重量</u>
-------------	----------------	-------------	------------


中国向け輸出水産食品の取扱要領(平成21年11月10日付け食安発1110第1号別紙)新旧対照表

新	旧
<p>(作成日)平成21年11月10日 (最終改正日)平成28年6月3日</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1)～(6) (略) (7) 監視安全課：厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課</u>をいう。 (8)～(10) 略</p> <p>3. 施設の登録に係る手続 (1) 登録申請 中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設及び加工船（以下「施設等」という。）の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人）は、3. (2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により監視安全課長あてに登録の申請をすること。</p>	<p>(作成日)平成21年11月10日 (最終改正日)平成25年4月16日</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1)～(6) (略) (7) 監視安全課：厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部監視安全課</u>をいう。 (8)～(10) 略</p> <p>3. 施設の登録に係る手続 (1) 登録申請 中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設及び加工船（以下「施設等」という。）の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人）は、3. (2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により監視安全課長あてに登録の申請をすること。</p>

【申請先】 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸出水産食品担当あて

(2) (略)

(3) 登録施設の承認

監視安全課は、施設等が登録要件を満たしていることを確認し、登録番号を付与した後、中国政府に当該施設等の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称及び登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、施設登録者及び都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設

【申請先】 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課水産安全係あて

(2) (略)

(3) 施設等の登録

監視安全課は、審査を行い要件を満たしていることが確認された施設等について、登録番号を付与する。

なお、登録番号の上2桁はCN、3桁目以降に000001から番号を付すこと。(例：CN000001)

また、当該施設等が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合にはCS(Cold storage facilities)を、加工船（冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。）の場合にはFV(Factory vessel)を末尾に付すこと（例：CN000001CS）。保管施設及び加工船以外の施設については末尾にアルファベットは付さない。

(4) 登録施設の承認

監視安全課は、施設等の登録番号を付与した後、中国政府に当該施設等の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称及び登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

として取り扱うこととする。

注) 登録番号の上2桁はCN、3桁目以降に000001から番号を付すこと。(例：CN000001)

また、当該施設等が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合にはCS(Cold storage facilities)を、加工船（冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。）の場合にはFV(Factory vessel)を末尾に付すこと(例：CN000001CS)。保管施設及び加工船以外の施設については末尾にアルファベットは付さない。

(4) 登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、3.(1)の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式2により監視安全課長あてに変更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすことを確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新するとともに、施設登録者及び施設を所管する都道府県等衛生部局に通知する。

(5) 登録の廃止申請

施設登録者は、施設登録の廃止をしようとする場合は、別紙様式3により監視安全課長あてに廃止の申請をすること。

監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホー

(5) 登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、3.(1)の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式2により監視安全課長あてに変更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすことを確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新すること。

(6) 登録の廃止申請

施設登録者は、登録施設の廃止をしようとする場合は、別紙様式3により監視安全課長あてに廃止の申請をすること。

監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホー



ムページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告すること。

(6) 登録施設の衛生管理等の確認

監視安全課は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び3.(2)に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局の協力を得て、現地確認を行うこと。

また、中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

(7) 登録施設の登録の取消し

(略)

4. 衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこ

ムページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告すること。

(7) 登録施設の衛生管理等の確認

監視安全課は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び3.(2)に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局の協力を得て、現地確認を行うこと。

また、中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

(8) 登録施設の登録の取消し

(略)

4. 衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこ

うこととする。(※)

※ 登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されている場合は、地方厚生局において発行は行わない。

#### 5. 衛生証明書発行機関の登録手続

(1)、(2) (略)

(3) 監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

#### 6. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所定の用紙を用いることとする。

(1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を別紙様式6により監視安全課輸出水産食品担当あて、前年の11月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場合についても、同様に依頼すること。

ととする。(※)

※ 登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されている場合は、地方厚生局において発行は行わない。

#### 5. 衛生証明書発行機関の登録手続

(1)、(2) (略)

(3) 監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

#### 6. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所定の用紙を用いることとする。

(1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を別紙様式6により監視安全課水産安全係あて、前年の11月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場合についても、同様に依頼すること。

## (2) 輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数の配布を別紙様式7により衛生証明書発行機関あて依頼すること。なお、依頼する枚数は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼することとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

なお、電子メールにより衛生証明書の発行申請を行う輸出者は、用紙の配布を依頼する必要はないこと。

## 7. 衛生証明書の発行手続

### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添3の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する登録施設を所管する衛生証明書発行機関あてに、別紙様式8-1、別紙様式9-1（Country of Production及びI.について記入したもの）及び別紙様式9-2（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添1に示す事項に留意すること。

なお、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添4によるものとする。

## (2) 輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数を別紙様式7により衛生証明書発行機関あて依頼すること。なお、依頼する枚数は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼することとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

## 7. 衛生証明書の発行手続

### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する登録施設を所管する衛生証明書発行機関あてに、別紙様式8-1、別紙様式9-1（Country of Production及びI.について記入したもの）及び別紙様式9-2（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）を、輸出日から起算して衛生証明書発行機関の5開庁日前（生鮮品にあつては3開庁日前。）までを目途に提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添1に示す事項に留意すること。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア～ウ（略）

エ. 登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の試験成績書の写し。なお、同一の登録施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

上記ア～ウについては、別紙様式8-1（1. 製品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態<sup>（注）</sup>で提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関あてに別紙様式8-2により届け出ること。

（2）衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに

ア～ウ（略）

エ. 同一の登録施設で加工等された同一製品について、登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内の試験成績書の写し。

オ. 申請された輸出予定製品について、別添2に示す運用に基づき品質確認者が実施した官能検査実施報告書（別紙様式10）。

なお、ア～ウについては、別紙様式8-1（1. 製品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態<sup>（注）</sup>で提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関あてに別紙様式8-2により届け出ること。

（2）衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、以下の要

以下の要件のすべてに適合しているかを審査すること。

ア（略）

イ．品質確認者が実施した官能検査の結果が、別添 3 に掲げる官能検査基準を満たしていること。

ウ～オ（略）

### （3）衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、7.（2）の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添 1 に示す事項に留意し、別紙様式 9－1 の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写し及び別紙様式 8－1 を 3 年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式 1 1 により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあつては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。

### （4）衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止することができる。

件のすべてに適合しているかを審査すること。

ア（略）

イ．品質確認者が実施した官能検査実施報告書（別紙様式 1 0）の内容が、別添 3 に掲げる官能検査基準を満たしていること。

ウ～オ（略）

### （3）衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、7.（2）の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添 1 に示す事項に留意し、別紙様式 9－1 の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを 3 年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式 1 1 により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあつては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。

### （4）衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止することができる。

ア～エ（略）

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した場合は、監視安全課あて連絡すること。また、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての衛生証明書発行機関あて周知するとともに、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表することができる

(5) (略)

8 (略)

(別添 1)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続きについて

1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式 8 - 1）について

(1) (略)

(2)

(略)

- ・ 捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添 5 「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成 15 年 6 月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

ア～エ（略）

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した場合は、監視安全課あて連絡すること。また、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての衛生証明書発行機関あて周知するとともに、厚生労働省のホームページ上で公表することができる。

(5) (略)

8 (略)

(別添 1)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続きについて

1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式 8 - 1）について

(1) (略)

(2)

(略)

- ・ 捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添 4 「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成 15 年 6 月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

(略)

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添2の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) 「3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果」については、「なし」又は「あり」のいずれかを○で示し、「あり」の場合は、有効期間内の試験成績書の試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記載すること。

## 2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

### (1) 輸出者が実施すべき事項

- ・厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。

(略)

### (2) 衛生証明書発行機関が実施すべき事項

(略)

- ・ なお、電子メールによる発行申請の場合には、輸出者から提出された別紙9-1（電子ファイル）を所定用紙に印刷の上、手続きを行うこと。

(略)

## 2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

### (1) 輸出者が実施すべき事項

- ・厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。

(略)

### (2) 衛生証明書発行機関が実施すべき事項

(略)

3 (略)

(別添 2)

中国向け輸出水産食品の官能検査の運用

1 (略)

## 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 3 に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式 10 に結果を記載すること。なお、検査実施が確認できれば、任意の様式を用いて差し支えないこと。

輸出者は、官能検査結果が記載された記録を 3 年間保管すること。

3 (略)

## 4. 官能検査の検証

輸出者は、1 年間に 1 回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添 3 に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

品質確認者は、当該検査に立ち会い、自らが行う官能検査方法の妥当性について検証すること。

3 (略)

(別添 2)

中国向け輸出水産食品の官能検査の運用

1 (略)

## 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 3 に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式 10 に結果を記載すること。

輸出者は、官能検査結果が記載された別紙様式 10 を、衛生証明書発行機関に提出するとともに、写しを 3 年間保管すること。

また、衛生証明書発行機関は提出された別紙様式 10 を 3 年間保管すること。

3 (略)

## 4. 官能検査の検証

輸出者は、1 年間に 1 回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添 3 に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

品質確認者は、当該検査に立ち会い、自らが行う官能検査方法の妥当性について検証すること。



なお、3年以上の輸出実績があり、過去3年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査方法に問題が認められない場合には、検証に係る頻度を3年間に1回以上とする。

(別添3)(略)

(別添4)

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

#### 1. 輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて衛生証明書発行機関宛てに提出すること。

(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

(2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書等を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(別添3)(略)

2. 衛生証明書等の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書等の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の衛生証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1. の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

（1）申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

（2）衛生証明書等は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関と予め調整すること。

（別添5）（略）

（別紙様式1）

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿

（略）

1. 施設等の名称、所在地及び法人番号（保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。）

（別添4）（略）

（別紙様式1）

年 月 日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課長 殿

（略）

1. 施設等の名称及び所在地（保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。）

(日本語)  
(英語)  
(法人番号)

2、3 (略)

(別紙様式 2)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品全部監視安全課長 殿  
(略)

(別紙様式 3)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品全部監視安全課長 殿  
(略)

(別紙様式 4)

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品全部監視安全課長 殿  
(略)

(日本語)  
(英語)

2、3 (略)

(別紙様式 2)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局  
食品全部監視安全課長 殿  
(略)

(別紙様式 3)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局  
食品全部監視安全課長 殿  
(略)

(別紙様式 4)

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬食品局  
食品全部監視安全課長 殿  
(略)

(別紙様式 5)

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿

(略)

(別紙様式 6)

事 務 連 絡  
年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部監視安全課輸出水産食品担当 御中

(略)

(別紙様式 7) (略)

(別紙様式 8 - 1)

(略)

2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名                      官能検査実施日

3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果

なし・あり (ありの場合、試験成績書発行機関名、発

(別紙様式 5)

番 号  
年 月 日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課長 殿

(略)

(別紙様式 6)

事 務 連 絡  
年 月 日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課水産安全係 御中

(略)

(別紙様式 7) (略)

(別紙様式 8 - 1)

(略)

行日及び番号を記入)

4. 誓約事項

(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること(2及び3を除く。)。

2 (略)

(別紙様式8-2) ~ (別紙様式9-2) (略)

(別紙様式10)

年 月 日

中国向け輸出水産食品の官能検査実施記録

2. 誓約事項

(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。

2 (略)

(別紙様式8-2) ~ (別紙様式9-2) (略)

(別紙様式10)

年 月 日

都 道 府 県

各 保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 / ○○ 厚生局長 殿

特 別 区

申請者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書

中国向け輸出水産食品の輸出に当たり、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）の別添2に基づき、下記のとおり官能検査を適切に実施し、品質に問題がないことを確認したので報告いたします。

記

1. 輸出水産物の品名

2. 登録施設名及び登録番号

3. 輸出予定年月日

4. 品質確認者氏名

5. 官能検査実施日

6. 官能検査確認内容

(略)

(別紙様式11)(略)

登録施設及び登録番号		輸出水産物の品名	
輸出予定年月日		品質確認者氏名	

官能検査確認内容

(略)

(別紙様式11)(略)

(別紙様式 1 2)

年 月 日

都道府県

各 保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 / ○○ 厚生局長 殿

特別区

輸出者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者

部署名 :

担当者氏名 :

電話番号 :

E-mailアドレス :

## 2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量



シンガポール向け輸出食用フグの取扱要領（平成23年11月30日食安発1130第1号別紙）新旧対照表

新	旧
<p>(作成日) 平成23年6月7日 (最終改正日) 平成28年<u>6</u>月<u>3</u>日</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3. 衛生証明書の発行手続 (1) シンガポールにフグを輸出しようとするフグ処理者は、フグ処理者及びフグを処理した施設を管轄する都道府県等衛生主管部局に対して、別紙様式1に別紙様式2 (I. ①から⑦を英語で記入したもの) を添付して、衛生証明書の発行を申請すること。 <u>なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。</u></p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>(作成日) 平成23年6月7日</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3. 衛生証明書の発行手続 (1) シンガポールにフグを輸出しようとするフグ処理者は、フグ処理者及びフグを処理した施設を管轄する都道府県等衛生主管部局に対して、別紙様式1に別紙様式2 (I. ①から⑦を英語で記入したもの) を添付して、<u>原則、衛生証明書発行希望日の5日前(閉庁日を除く。)までに衛生証明書の発行を申請すること。ただし、特段の理由があり衛生証明書発行希望日の5日前(閉庁日を除く。)までに申請ができない場合については、衛生証明書を発行する都道府県等衛生主管部局に相談のうえ、その指示に従うこと。</u></p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>4、5 (略)</p>

## 別添

### 電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

#### 1. 輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式3に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

(2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

#### 2. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1.の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵

送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関と予め調整すること。

(別紙様式 1、2) (略)

(別紙様式 3)

年 月 日

都 道 府 県

各 保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 殿

特 別 区

輸出者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

(別紙様式 1、2) (略)

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量